

令和7年

奈良市議会9月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 39 号	令和6年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率 の報告について……………	1
ㄥ 第 40 号	令和6年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比 率の報告について……………	2
ㄥ 第 41 号	令和6年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい て……………	(別冊)
ㄥ 第 42 号	令和6年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 43 号	令和6年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 44 号	令和6年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 45 号	令和6年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(別冊)
ㄥ 第 46 号	令和6年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 47 号	令和6年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 48 号	令和6年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 49 号	令和6年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 50 号	令和6年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
ㄥ 第 51 号	令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 市町村特別会計(奈良市)歳入歳出決算の認定につい て……………	(別冊)
ㄥ 第 52 号	奈良市第5次総合計画の実施状況(令和6年度)の報 告について……………	3
奈良市議案第 71 号	令和7年度奈良市一般会計補正予算(第3号)……………	4

奈良市議案第 72 号	令和 7 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	7
〃 第 73 号	令和 7 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	9
〃 第 74 号	令和 7 年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	11
〃 第 75 号	奈良市行政組織条例の一部改正について	51
〃 第 76 号	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	52
〃 第 77 号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について	56
〃 第 78 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	57
〃 第 79 号	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	59
〃 第 80 号	奈良市消防団条例の一部改正について	60
〃 第 81 号	奈良市立学校設置条例の一部改正について	61
〃 第 82 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	62
〃 第 83 号	令和 6 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	64
〃 第 84 号	令和 6 年度奈良市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	65
〃 第 85 号	財産の取得について	66
〃 第 86 号	財産の取得について	67
〃 第 87 号	財産の取得について	68
〃 第 88 号	財産の取得について	69
〃 第 89 号	財産の取得について	70
〃 第 90 号	財産の取得について	71
〃 第 91 号	工事請負契約の締結について	73

奈良市議案第 92 号	工事請負契約の締結について……………	78
〃 第 93 号	工事請負契約の締結について……………	83
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	87
〃 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	89
〃 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	91
〃 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	93
〃 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	95
〃 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	97
〃 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	99
〃 第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	101

令和6年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

比率名	令和6年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	9.8	25.0
将来負担比率	72.1	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

令和6年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

会計の名称		令和6年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。

奈良市第5次総合計画の実施状況（令和6年度）の報告について

奈良市第5次総合計画の実施状況（令和6年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市第5次総合計画実施状況（令和6年度）（別冊）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,342,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,197,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		36,702,586 ^{千円}	173,507 ^{千円}	36,876,093 ^{千円}
	2. 国庫補助金	3,739,736	33,295	3,773,031
	3. 国庫委託金	146,239	1,662	147,901
	4. 国庫交付金	8,438,048	138,550	8,576,598
17. 県支出金		12,442,054	550	12,442,604
	4. 県交付金	2,197,510	550	2,198,060
20. 繰入金		3,228,904	802,366	4,031,270
	1. 特別会計繰入金	470,210	2,866	473,076
	2. 基金繰入金	2,758,694	799,500	3,558,194
21. 繰越金		30,066	1,365,962	1,396,028
	1. 繰越金	30,066	1,365,962	1,396,028
歳 入 合 計		167,855,079	2,342,385	170,197,464

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		18,151,614 ^{千円}	31,662 ^{千円}	18,183,276 ^{千円}
	2. 企画費	2,796,164	30,000	2,826,164
	4. 戸籍住民基本台帳費	998,398	1,662	1,000,060
3. 民生費		78,455,487	710,935	79,166,422
	1. 社会福祉費	36,973,903	140,606	37,114,509
	2. 児童福祉費	28,145,066	513,667	28,658,733
	3. 生活保護費	13,160,871	56,662	13,217,533

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		13,420,896 ^{千円}	1,580,309 ^{千円}	15,001,205 ^{千円}
	1. 保健衛生費	4,901,291	82,076	4,983,367
	2. 保健所費	890,780	26,233	917,013
	3. 清掃費	7,392,560	572,000	7,964,560
	4. 上水道費	236,265	900,000	1,136,265
7. 商工費		1,048,579	8,625	1,057,204
	1. 商工費	1,048,579	8,625	1,057,204
9. 土木費		15,564,337	10,854	15,575,191
	4. 都市計画費	5,864,336	10,000	5,874,336
	6. 住宅費	646,192	854	647,046
歳出合計		167,855,079	2,342,385	170,197,464

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
富雄南地域ほか2地域における地域子育て支援拠点事業委託	令和7年度から令和9年度まで	49,032 ^{千円}

令和7年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,307,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		千円 —	千円 7,229	千円 7,229
	1. 繰越金	—	7,229	7,229
歳入合計		35,300,000	7,229	35,307,229

(注) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		千円 350,010	千円 7,229	千円 357,239
	1. 還付及び 還付加算金	30,010	7,229	37,239
歳出合計		35,300,000	7,229	35,307,229

令和7年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ252,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,652,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		6,087,168 ^{千円}	2,145 ^{千円}	6,089,313 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	5,704,936	2,145	5,707,081
7. 繰越金		—	250,580	250,580
	1. 繰越金	—	250,580	250,580
歳入合計		38,400,000	252,725	38,652,725

(注)「第7款 市債」、「第8款 諸収入」を「第8款 市債」、「第9款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		829,800 ^{千円}	2,145 ^{千円}	831,945 ^{千円}
	2. 賦課徴収費	29,447	2,145	31,592
5. 諸支出金		144,777	250,580	395,357
	1. 償還金及び還付加算金	12,100	247,714	259,814
	2. 繰出金	132,677	2,866	135,543
歳出合計		38,400,000	252,725	38,652,725

令和7年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,260,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		千円 69,738	千円 8,356	千円 78,094
	1. 国庫補助金	69,738	8,356	78,094
歳 入 合 計		9,252,000	8,356	9,260,356

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		千円 147,825	千円 8,356	千円 156,181
	1. 総務管理費	125,212	8,356	133,568
歳 出 合 計		9,252,000	8,356	9,260,356

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	36,702,586	173,507	36,876,093
17 県支出金	12,442,054	550	12,442,604
20 繰入金	3,228,904	802,366	4,031,270
21 繰越金	30,066	1,365,962	1,396,028
歳 入 合 計	167,855,079	2,342,385	170,197,464

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源						
				特定財源		その他							
				国県支出金	地方債								
2 総務費	18,151,614	31,662	18,183,276	31,662			—						
3 民生費	78,455,487	710,935	79,166,422	32,295			678,640						
4 衛生費	13,420,896	1,580,309	15,001,205	100,500			1,479,809						
7 商工費	1,048,579	8,625	1,057,204	7,500			1,125						
9 土木費	15,564,337	10,854	15,575,191	2,100			8,754						
歳 出 合 計	167,855,079	2,342,385	170,197,464	174,057			2,168,328						
				一般財源内訳 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">繰入金</td> <td style="border: none;">802,366</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">}</td> <td style="border: none;">繰越金</td> <td style="border: none;">1,365,962</td> </tr> </table>			{	繰入金	802,366	}	繰越金	1,365,962	
{	繰入金	802,366											
}	繰越金	1,365,962											

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,389,638	31,195	1,420,833	2 障害者福祉費補助金	31,195	障害者総合支援事業費補助金	
5 土木費国庫補助金	1,040,766	2,100	1,042,866	3 都市計画総務費補助金	2,100	街路交通調査費補助金	
計	3,739,736	33,295	3,773,031				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫委託金	1,594	1,662	3,256	2 戸籍住民基本台帳費委託金	1,662	中長期在留者住居地届出事務等委託金	
計	146,239	1,662	147,901				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	2,102,094	138,000	2,240,094	1 一般管理費国庫交付金	138,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
2 民生費国庫交付金	5,040,238	550	5,040,788	5 児童福祉総務費交付金	550	重層的支援体制整備事業交付金	
計	8,438,048	138,550	8,576,598				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県交付金	1,983,340	550	1,983,890	4 児童福祉総務費交付金	550	重層的支援体制整備事業交付金	
計	2,197,510	550	2,198,060				

第17款 県支出金

第20款 繰入金

第1項 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 介護保険特別会計繰入金	132,677	2,866	135,543	1 介護保険特別会計繰入金	2,866	介護保険特別会計繰入金	
計	470,210	2,866	473,076				

第20款 繰入金

第20款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	—	799,500	799,500	1 財政調整基金繰入金	799,500	財政調整基金繰入金
計	2,758,694	799,500	3,558,194			

第20款 繰入金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	30,066	1,365,962	1,396,028	1 繰越金	1,365,962	歳計剰余繰越金	
計	30,066	1,365,962	1,396,028				

第21款 繰越金

3. 歳出
第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 企画総務費	1,009,957	30,000	1,039,957	特定財源 (内訳) 国庫支出金	10 需用費	30	交通政策経費
					11 役務費	20	
					18 負担金補助及 び交付金	29,950	
計	2,796,164	30,000	2,826,164	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	998,398	1,662	1,000,060	特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,662	17 備品購入費	1,662	中長期在留者住居地届出等事務経費
計	998,398	1,662	1,000,060	特定財源 一般財源 1,662 0			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,496,526	107,266	2,603,792	一般財源 107,266	22 償還金利子及び割引料	107,266	社会福祉事務経費
3 障害者福祉費	17,918,558	31,195	17,949,753	特定財源 (内訳) 国庫支出金 31,195	18 負担金補助及び交付金	31,195	農福連携等推進事業経費
13 介護保険会計 繰出金	5,704,936	2,145	5,707,081	一般財源 2,145	27 繰出金	2,145	介護保険特別会計繰出経費
計	36,973,903	140,606	37,114,509	特定財源 一般財源 31,195 109,411			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総費	2,684,577	513,667	3,198,244	特定財源 1,100 (内訳) 国庫支出金 550 県支出金 550 一般財源 512,567	1 報酬 90 8 旅費 18 11 役務費 4 18 負担金補助及 び交付金 1,650 22 償還金利子及 び割引料 511,905	児童福祉事務経費 511,905 地域子育て支援拠点事業経費 1,762	
計	28,145,066	513,667	28,658,733	特定財源 1,100 一般財源 512,567			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	619,971	56,662	676,633	一般財源 56,662	22 償還金利子及び割引料 56,662		生活保護運営対策事業経費
計	13,160,871	56,662	13,217,533	特定財源 0 一般財源 56,662			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 保健衛生総務費	565,365	72,489	637,854	一般財源 72,489	22 償還金利子及び割引料	72,489	保健衛生事務経費
3 墓地火葬場費	371,910	9,587	381,497	一般財源 9,587	18 負担金補助及び交付金	9,587	墓地火葬場管理経費
計	4,901,291	82,076	4,983,367	特定財源 0 一般財源 82,076			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	618,678	26,233	644,911	一般財源 26,233	22 償還金利子及 び割引料	26,233	保健所事務経費 衛生検査経費 25,905 328
計	890,780	26,233	917,013	特定財源 一般財源 0 26,233			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
7 清掃施設整備 事業費	1,613,936	572,000	2,185,936	一般財源 572,000	16 公有財産購入 費	572,000	土地改良清美事業地取得事業
計	7,392,560	572,000	7,964,560	特定財源 0 一般財源 572,000			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第4項 上水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 上水道整備費	213,837	900,000	1,113,837	特定財源 100,500 (内訳) 国庫支出金 100,500 一般財源 799,500	18 負担金補助及 び交付金	900,000	水道事業繰出経費
計	236,265	900,000	1,136,265	特定財源 100,500 一般財源 799,500			

第4款 衛生費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	131,635	1,125	132,760	一般財源 1,125	22 償還金利子及び割引料 1,125		商工事務経費
2 商工振興費	146,042	7,500	153,542	特定財源 (内訳) 国庫支出金 7,500	10 需用費 150		中小企業振興対策経費
					11 役員費 350		
					18 負担金補助及び交付金 7,000		
計	1,048,579	8,625	1,057,204	特定財源 7,500 一般財源 1,125			

第7款 商工費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	803,592	10,000	813,592	特定財源 2,100 (内訳) 国庫支出金 2,100 一般財源 7,900	12 委託料	10,000	都市計画事務経費
計	5,864,336	10,000	5,874,336	特定財源 2,100 一般財源 7,900			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	479,355	854	480,209	一般財源	22	償還金利子及び割引料	住宅管理経費
				854		854	
計	646,192	854	647,046	特定財源 一般財源			
				0 854			

第9款 土木費

4. 給与費明細書
非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
民 生 費	地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会	—	—	3	90
	合 計	6,854	324,234	6,857	324,324

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
富雄南地域ほか2地域における地域子育て支援拠点事業委託	49,032			令和7年度から令和9年度まで	49,032	36,388				12,644

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	-	7,229	7,229
歳 入 合 計	35,300,000	7,229	35,307,229

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
7 諸支出金	350,010	7,229	357,239			7,229
歳 出 合 計	35,300,000	7,229	35,307,229			7,229
				一般財源内訳	繰越金	7,229

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	7,229	7,229	1 繰越金	7,229	歳計剰余繰越金	
計	—	7,229	7,229				

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区分	金額	
2 償還金	—	7,229	7,229	一般財源	22	償還金利子及び割引料	国民健康保険償還金
計	30,010	7,229	37,239	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	6,087,168	2,145	6,089,313
7 繰越金	—	250,580	250,580
歳 入 合 計	38,400,000	252,725	38,652,725

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源	一 般 財 源	
					国県支出金	地方債
1 総務費	829,800	2,145	831,945			2,145
5 諸支出金	144,777	250,580	395,357			250,580
歳 出 合 計	38,400,000	252,725	38,652,725			252,725

一般財源内訳 { 繰入金 2,145
繰越金 250,580 }

2. 歳入

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会計繰入金 金	638,059	2,145	640,204	2 事務費繰入金	2,145	事務費繰入金
計	5,704,936	2,145	5,707,081			

介護保険特別会計

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	250,580	250,580	1 繰越金	250,580	歳計剰余繰越金	
計	—	250,580	250,580				

介護保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第2項 賦課徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 賦課徴収費	29,447	2,145	31,592	一般財源 2,145	10 需用費	2,145	介護保険賦課徴収事務経費
計	29,447	2,145	31,592	特定財源 0 一般財源 2,145			

介護保険特別会計

第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	247,714	247,714	一般財源	247,714	22 償還金利子及び割引料	償還金経費
計	12,100	247,714	259,814	特定財源 一般財源	247,714		

介護保険特別会計

第5款 諸支出金

第2項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	132,677	2,866	135,543	一般財源 2,866	27	繰出金	一般会計繰出経費
計	132,677	2,866	135,543	特定財源 一般財源 2,866			

介護保険特別会計

4. 後期高齢者医療特別会計
 (1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	69,738	8,356	78,094
歳 入 合 計	9,252,000	8,356	9,260,356

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1 総務費	147,825	8,356	156,181	8,356	—	—
歳 出 合 計	9,252,000	8,356	9,260,356	8,356	—	—

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第1項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 子ども・子育て支援事業費補助金	—	8,356	8,356	1 子ども・子育て支援事業費補助金	8,356	子ども・子育て支援事業費補助金
計	69,738	8,356	78,094			

後期高齢者医療特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	125,212	8,356	133,568	特定財源 (内訳) 国庫支出金 8,356	10 需用費 12 委託料	56 8,300	後期高齢者医療事務経費
計	125,212	8,356	133,568	特定財源 一般財源			

後期高齢者医療特別会計

奈良市行政組織条例の一部改正について

奈良市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「環境部」を「環境部
環境都市推進部」に改める。

第2条環境部の部分中第3号を削り、同部分の次に次のように加える。

環境都市推進部

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) クリーンセンターの建設推進及び周辺のまちづくりに関すること。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

行政需要に対応した効果的かつ効率的な行政運営を図るため、新設する部の分掌事務を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 奈良市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日

以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第19条中「休暇」を「休暇等」に改める。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第12条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。次条において同じ」に改める。

第19条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する

部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第19条第2項中「非常勤職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 80時間

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条中「第14条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の奈良市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「80時間」とあるのは「40時間」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

関係法令の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じるとともに、部分休業の取得パターンの拡大を行うため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 の一部改正について

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年奈良市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第17条第2項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第18条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第22条の2第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「基づく週休日」の次に「、勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

（奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条」を「第5条第1項」に、「、「当該」を「「当該」に改め、「定められた週休日」と」の次に「、「勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員の勤務時間を割り振らない日」と」を加える。

(奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う適用区分)

- 3 前項の規定による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

(提案理由)

フレックスタイム制の導入に伴い、給与の支給に関する所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規則」の次に「（以下この項において「条例等」という。）」を、「与えられた日」の次に「及び条例等により、1箇月を超えない範囲内で条例等の定める期間ごとの期間につき月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分以上の勤務時間を割り振るものとしたときの勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

（提案理由）

フレックスタイム制の導入に伴い、正規の職員以外の者についてフレックスタイム制による勤務を可能とする場合には、退職手当の支給の要件に規定されている勤務時間について措置を講じる必要があることから、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市消防団条例の一部改正について

奈良市消防団条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「当該定数のうち次の各号のいずれかに該当するものの合計数を控除した数」を「、次条第2項の機能別団員であって、任用に当たって従事すべき消防事務の量又は困難性、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でないものの人数を控除した人数」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定により控除する団員の人数は、230人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額の算定に必要な規定について、より明確となるよう所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する

。

第2条の表幼稚園の部奈良市立済美幼稚園の項及び奈良市立大安寺幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市幼保再編計画に基づき、幼稚園の一部を再編するため所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1分べん料の項中「90,000円」を「140,000円」に、「100,000円」を「170,000円」に、「110,000円」を「180,000円」に改め、同表入院特別室利用料の部助産の場合の款特室の項中「特室」を「特室1」に、「12,000円」を「20,000円」に、「18,000円」を「23,000円」に改め、同表緩和ケア病床の項中「緩和ケア病床」を「特室2」に、「12,000円」を「20,000円」に、「18,000円」を「23,000円」に改め、同表1床室の項中「8,000円」を「12,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同表2床室の項中「3,000円」を「5,000円」に、「4,500円」を「6,000円」に改め、同表その他の場合の款特室の項中「特室」を「特室1」に、「13,200円」を「22,000円」に、「19,800円」を「25,300円」に改め、同表緩和ケア病床の項中「緩和ケア病床」を「特室2」に、「13,200円」を「22,000円」に、「19,800円」を「25,300円」に改め、同表1床室の項中「8,800円」を「13,200円」に、「13,200円」を「15,400円」に改め、同表2床室の項中「3,300円」を「5,500円」に、「4,950円」を「6,600円」に改める。

別表第2中

患者、患者の送迎者及	5時間以内の場合	無料
------------	----------	----

び手術立会者	5時間を超える場合	5時間を超える時間1時間までごとにつき100円	を
--------	-----------	-------------------------	---

外来患者	30分以内の場合	無料	に改め
	30分を超え、5時間以内の場合	100円	
	5時間を超える場合	100円に、5時間を超える時間1時間までごとにつき100円を加えた額	

、同表入院患者の付添者の項中「200円」を「300円」に改め、同表その他の利用者の項中「1時間」を「30分」に改め、「100円」の次に「（その額が1,000円を超える場合にあっては、24時間までごとにつき1,000円）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例別表第1（入院特別室利用料に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に開始する入院に係る利用料金について適用し、同日前に開始した入院に係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

市立奈良病院の利用料金のうち、分べん料、入院特別室利用料及び駐車料金について、物価及び諸経費の高騰等の影響により、安全で質の高い医療サービスを提供する上で料金改定の必要が生じたため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

令和6年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和6年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金1,618,450,381円のうち、100,000,000円を減債積立金に、700,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また800,000,000円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

令和6年度奈良市下水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和6年度奈良市下水道事業会計未処分利益剰余金382,443,267円のうち、
300,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

財産の取得について

焼却灰等運搬車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
大型自動車	10トンダンプ車	1 台

2. 契約金額 27,610,000円

3. 契約の相手方 奈良県天理市嘉幡町578番地1
いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店
支店長 岡本 和美

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
消防ポンプ自動車	CD-I型消防ポンプ自動車	2 台

2. 契約金額 115,478,000円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ関西支店
支店長 谷口 裕和

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
搬送車	資機材搬送車	1 台

2. 契約金額 22,191,400円

3. 契約の相手方 奈良市神殿町571番地の1
株式会社山口商会奈良支店
支店長 上前 拓也

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

	名 称	種 類	数 量
1	救急自動車	災害対応特殊救急自動車	1 台
2	救急自動車	高規格救急自動車	1 台

2. 契約金額 57,640,000円

3. 契約の相手方 奈良市南京終町二丁目269番地
奈良トヨタ株式会社
代表取締役 菊池 攻

財産の取得について

図書館管理事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

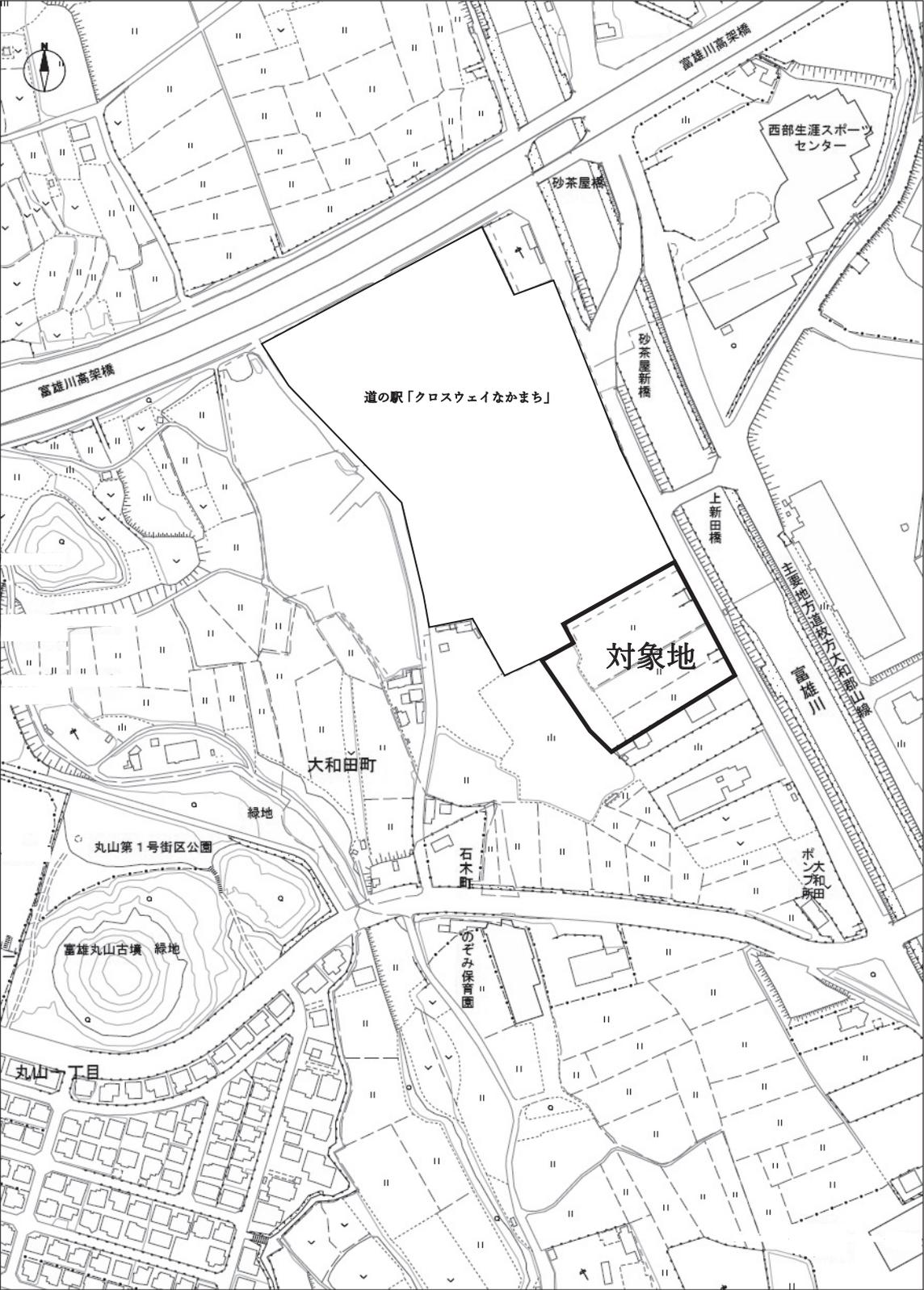
1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
図書受取ロッカー	予約本貸出ロッカー	3 式

2. 契約金額 21,670,000円

3. 契約の相手方 大阪市中央区和泉町2丁目2番2号
株式会社内田洋行大阪支店
大阪支店長 岡野 清吾

位置図



工事請負契約の締結について

鴻ノ池球場スコアボード改修その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 鴻ノ池球場スコアボード改修その他工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 299,200,000円
- 4 契約の相手方 奈良市大安寺六丁目20番8号
株式会社きんでん奈良支店
常務執行役員支店長 安田 守

鴻ノ池球場スコアボード改修その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号

2. 工事規模

(1) スコアボード改修工事 一式

既存のスコアボードを撤去し、その南側にスコアボードを新設

横13,520mm×高さ3,000mm×奥行1,195mm

支柱高 2,800mm

(2) メインスタンド改修工事 一式

メインスタンドの防水及び観客席の撤去・新設

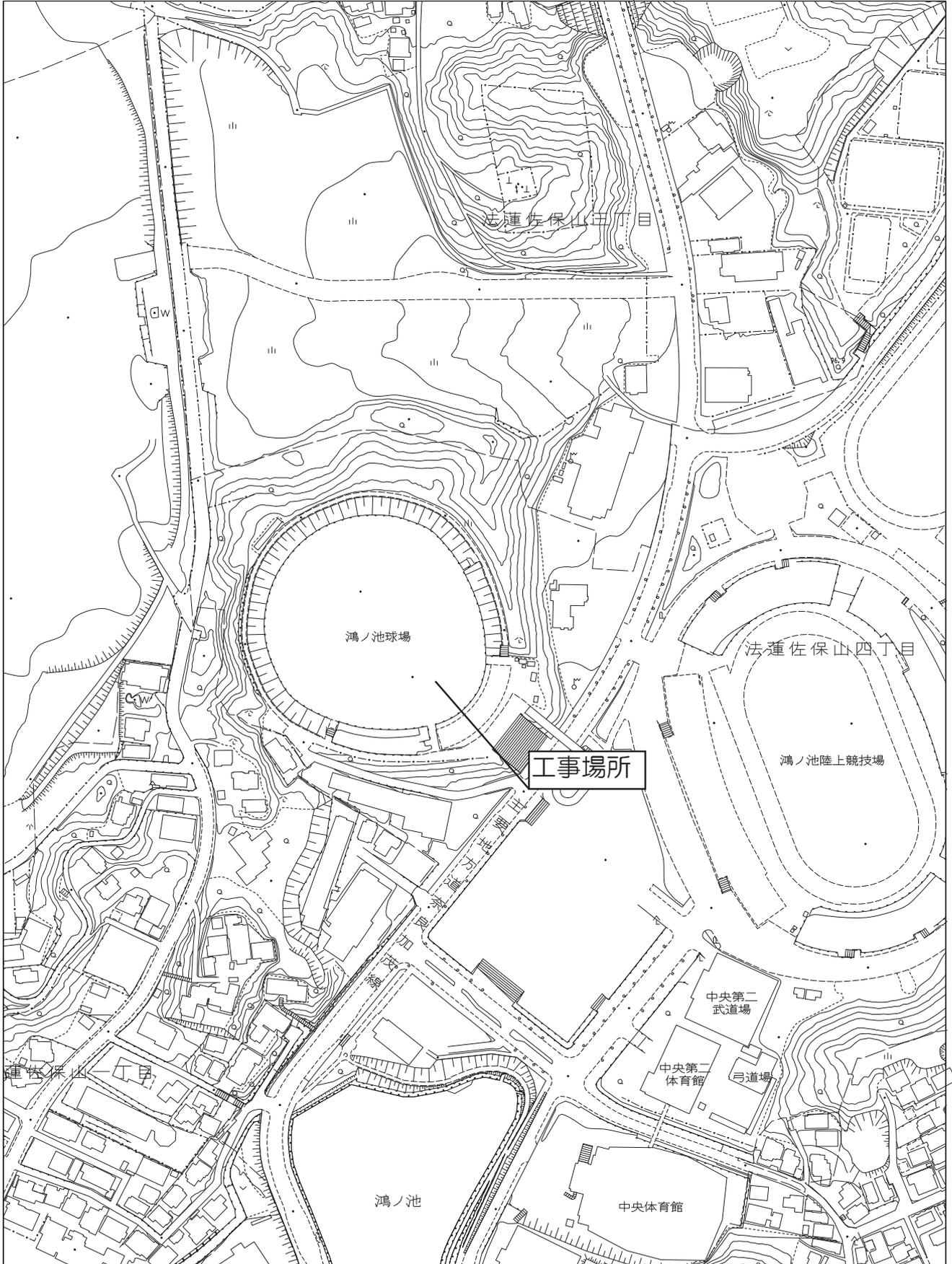
(3) メインスタンド一階内部改修工事 一式

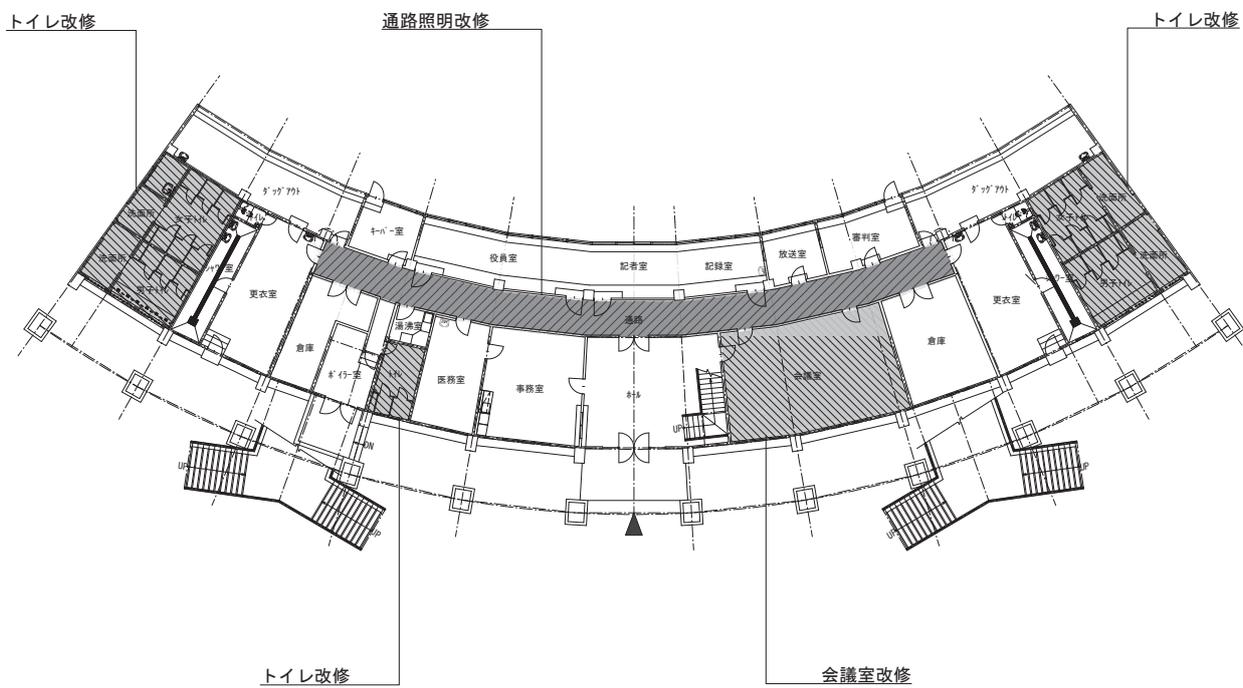
トイレ改修、会議室内部改修及び通路照明改修

(4) 外構工事 一式

3. 工期 契約の日から令和8年3月31日まで

位置図





【メインスタンド】1階平面図

工事請負契約の締結について

橋梁架替工事（西部第350号線（あやめ新橋））について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和7年9月5日提出

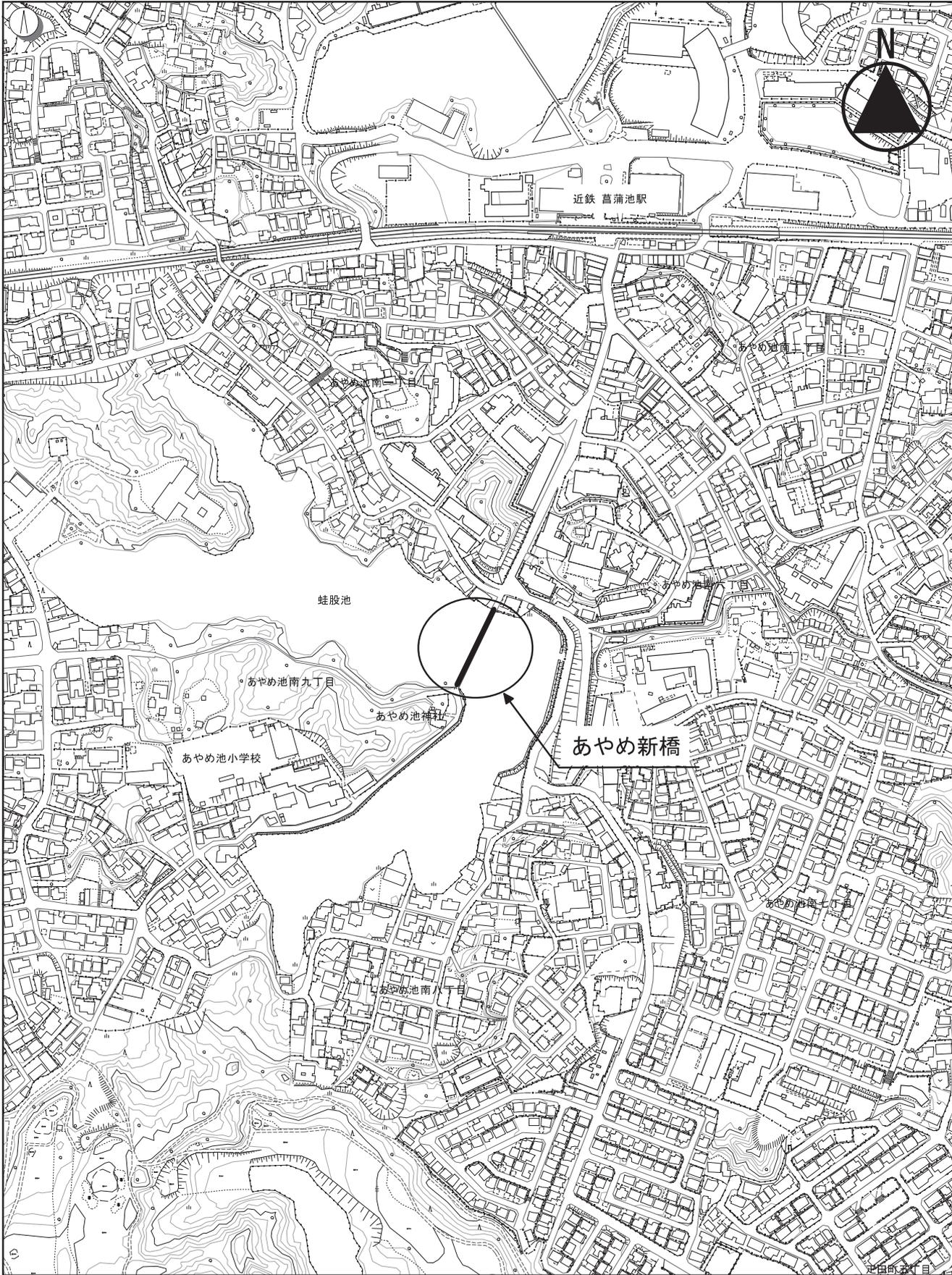
奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 橋梁架替工事（西部第350号線（あやめ新橋））
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 975,700,000円
- 4 契約の相手方 奈良市高天町43番地1
REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル301
橋梁架替工事（西部第350号線（あやめ新橋））村本・三和特定
建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社奈良営業所
所長 原田 徹雄
三和建設株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉

橋梁架替工事（西部第350号線（あやめ新橋））の概要

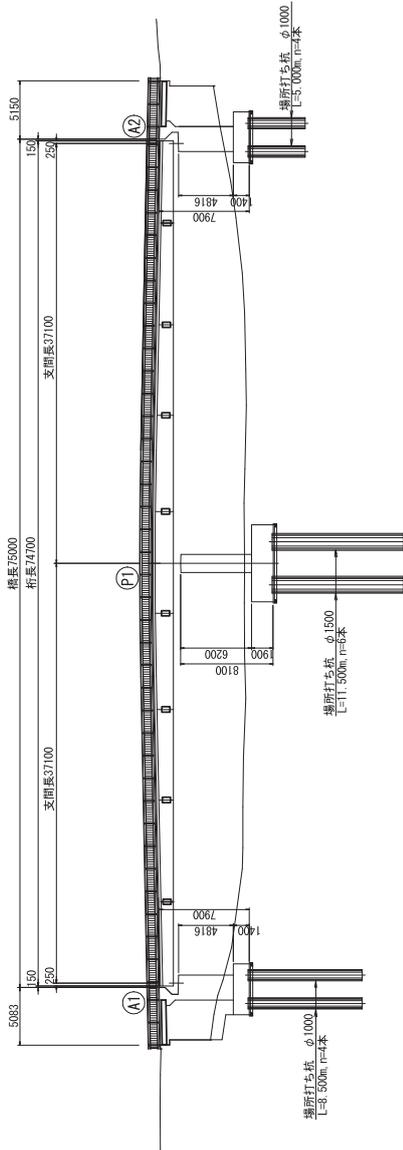
1. 工事場所 奈良市あやめ池南九丁目地内他
2. 工事規模 橋梁架替工事 旧 橋 長 $L = 85.1 \text{ m}$
架替後橋長 $L = 75.0 \text{ m}$
- | | |
|-------|----|
| 工場製作工 | 一式 |
| 鋼橋上部 | 一式 |
| 舗装 | 一式 |
| 橋梁下部 | 一式 |
| 道路改良 | 一式 |
| 共通仮設 | 一式 |
3. 工 期 契約の日から令和10年10月31日まで

位置図

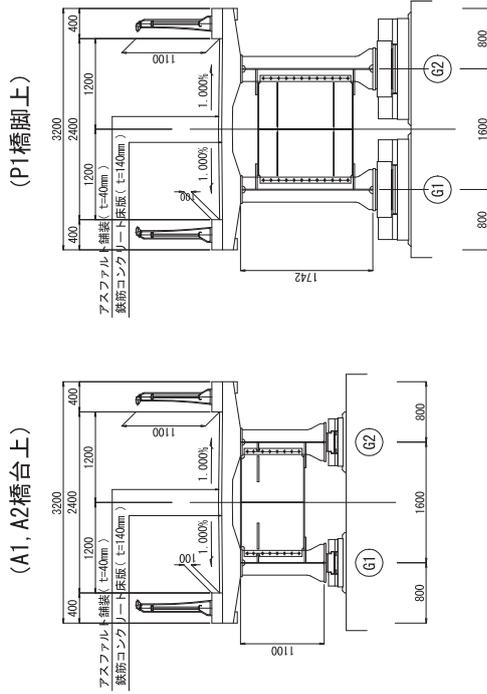


あやめ新橋 橋梁一般図 (1)

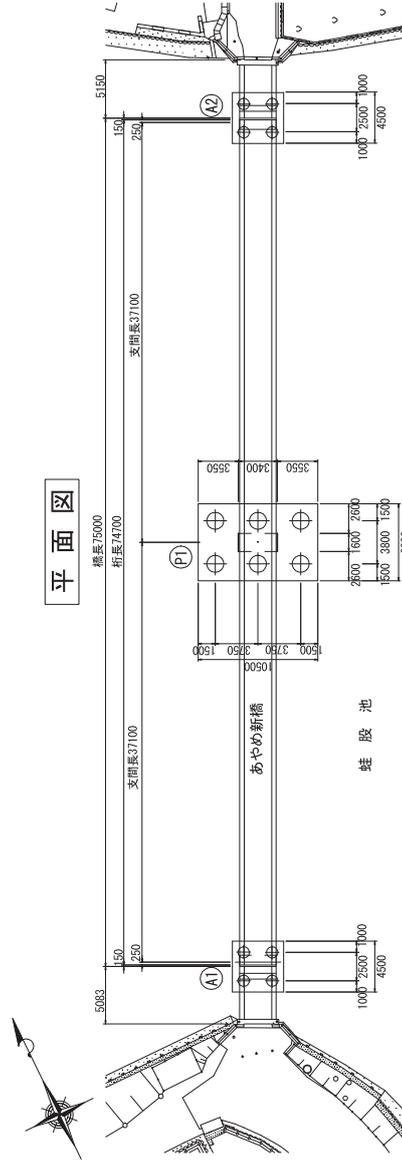
側面図



上部工断面図



平面図



橋梁諸元

橋梁名	あやめ新橋
架橋位置	奈良市あやめ池南九丁目地内 (蛙股池)
路線名	市道西部第350号線
橋長	75.000 m
桁長	74.700 m
支間長	37.100 m + 37.100 m
全幅員	3.200 m
有効幅員	2.400 m
斜角	90° 00' 00"
上部工形式	鋼2径間連続合成鉄桁橋
下部工形式	橋台 逆T式橋台
	橋脚 壁式橋脚
基礎工形式	橋台 場所打ち杭φ1000
	橋脚 場所打ち杭φ1500

工事請負契約の締結について

道路改良工事（六条三丁目地内他・中部第346号線他）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 道路改良工事（六条三丁目地内他・中部第346号線他）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 196,575,500円
- 4 契約の相手方 奈良市奈良阪町1085番地
道路改良工事（六条三丁目地内他・中部第346号線他）翔星建設・
新日本技建特定建設工事共同企業体
代表者 翔星建設株式会社
代表取締役 吉田 裕史
新日本技建株式会社
代表取締役 中尾 國男

道路改良工事（六条三丁目地内他・中部第346号線他）の概要

1. 工事場所 奈良市六条三丁目地内他

2. 工事規模 道路改良工事 L = 210 m

道路土工 一式

地盤改良工 一式

法面工 一式

擁壁工 一式

カルバート工 一式

排水構造物工 一式

縁石工 一式

舗装工 一式

防護柵工 一式

区画線工 一式

池護岸工 一式

道路附属施設工 一式

構造物撤去工 一式

仮設工 一式

道路改良付帯工事 L = 210 m

地盤改良工 一式

排水構造物工 一式

舗装工 一式

防護柵工 一式

道路附属施設工 一式

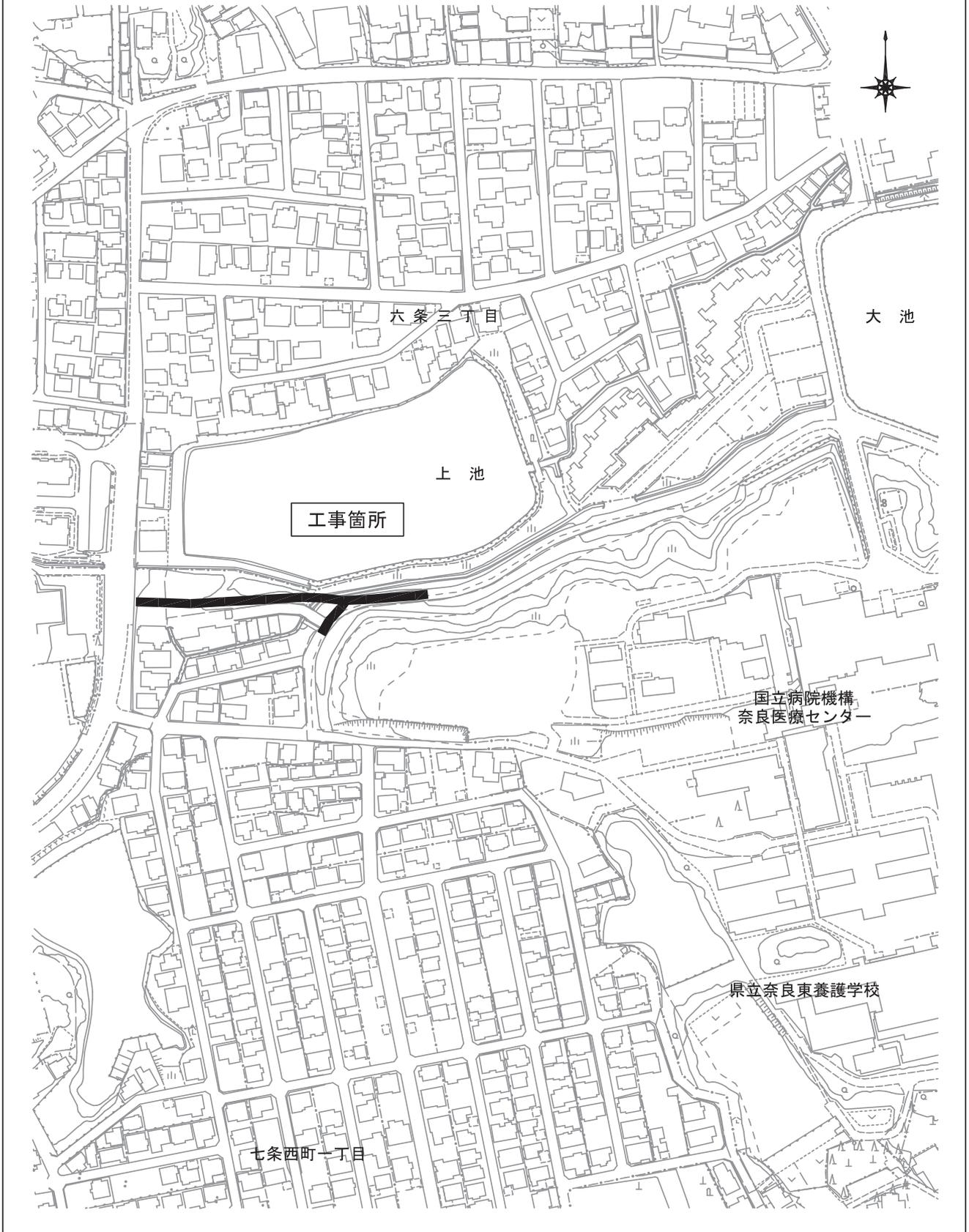
付帯工 一式

構造物撤去工 一式

仮設工 一式

3. 工期 契約の日から令和9年3月31日まで

位置図





平面図

工事延長 L=210.0m

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 かす たに まさ ふみ
粕 谷 正 文



人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 

氏 名 たけの武野 ゆかり



履 歴 書

氏 名 武 野 ゆ か り

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 の はら じゅん こ
野 原 純 子



人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和7年9月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 やす だ み さ こ
安 田 美 紗 子



